

諫早労働基準監督署発表  
令和7年9月16日（火）

【照会先】  
諫早労働基準監督署  
署長 佐々木 博史  
○監督課長 永田 利一  
（電話） 0957-26-3310

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～車両系建設機械による災害防止措置を講じていなかった疑い～

諫早労働基準監督署は、本日、濱田建設工業株式会社ほか3名を、労働安全衛生法違反の疑いで、長崎地方検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和6年11月13日、長崎県諫早市目代町の急傾斜地崩壊対策工事において、車両系建設機械であるドラグ・ショベルを法定の除外事由がないのに主たる用途以外の用途に使用させた疑い。また、同機械の配置計画を作成していなかった疑い。

### 1 被疑者

- （1）はま だ けんせつこうぎょうかぶしがいいしゃ 濱田建設工業株式会社（特定元方事業者）

所在地：長崎県諫早市飯盛町

事業内容：土木建築工事業、一般貨物自動車運送業

- （2）現場代理人A

- （3）ゆうげんがいいしゃ や ま と 有限会社ヤマト（関係請負人）

所在地：長崎県諫早市中通町

事業内容：土木建築工事業

- （4）現場責任者B

### 2 違反条文

- （1）被疑者濱田建設工業株式会社、被疑者Aともに労働安全衛生法違反  
同法第30条第1項第5号（特定元方事業者等の講ずべき措置）  
労働安全衛生規則第638条の3（計画の作成）  
同法第120条第1号（罰則）  
同法第122条（両罰規定）

- (2) 被疑者有限会社ヤマト、被疑者Bともに労働安全衛生法違反  
同法第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)  
労働安全衛生規則第164条第1項(主たる用途以外の使用の制限)  
同法第119条第1号(罰則)  
同法第122条(両罰規定)

### 3 災害の概要

令和6年11月13日、諫早市目代町の急傾斜地崩壊対策工事現場において、有限会社ヤマトの労働者が車両系建設機械であるドラグ・ショベルを運転して角パイプ(47本、計371.1kg)をつり上げて旋回していたところ、ドラグ・ショベルが横転し、道路に転落する災害が発生したものです。その結果、運転していた労働者は2.8m下の道路に転落し、角パイプの下敷きになり、頸髄損傷などを負ったものです。

### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、車両系建設機械を主たる用途以外に使用してはならないとされていますが、本件について、有限会社ヤマトは、法定の除外事由がないにもかかわらず、労働者にドラグ・ショベルで荷のつり上げ作業を行わせた疑いがあるものです。

また、同法では、建設工事現場において、複数の関係請負人が混在して作業を行うことによる労働災害を防止するために、機械の配置計画を作成する等、特定元方事業者が講ずべき措置を定めていますが、本件について、特定元方事業者である濱田建設工業株式会社は、当該措置を怠った疑いがあるものです。

### 5 参考事項

建設業における令和4年から令和6年の間の車両系建設機械を起因とした休業4日以上の労働災害は、長崎県内において39件、うち死亡災害は1件であり、全国においては2,330件、うち死亡災害は92件発生しています。

諫早労働基準監督署では、臨検監督をはじめ、労働災害防止団体及び発注者との建設現場合同パトロール、集団指導等あらゆる機会を通じて労働災害防止のための取組みを行っているところですが、法違反により死亡等の重篤な労働災害が発生させた事業場に対しては、今後も司法処分を含め厳正に対処する方針です。

## ○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

### 第 20 条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備（以下、「機械等」という。）による危険
- 2 （以下略）

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

### 第 30 条

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

(第一号から第四号 略)

- 五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

(第六号 略)

(罰則)

### 第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 57 条の 5 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項（第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 97 条第 2 項、第 105 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者

(第二号から第四号 略)

(罰則)

### 第 120 条

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 15 条の 2 第 1 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 25 条の 2 第 2 項(第 30 条の 3 第 5 項において準用する

場合を含む。)、第26条、第30条第1項若しくは第4項、第30条の2第1項若しくは第4項、第32条第1項から第6項まで、第33条第3項、第40条第2項、第44条第5項、第44条の2第6項、第45条第1項若しくは第2項、第57条の4第1項、第57条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)、第61条第2項、第66条第1項から第3項まで、第66条の3、第66条の6、第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項、第87条第6項、第88条第1項から第4項まで、第101条第1項又は第103条第1項の規定に違反した者  
(第二号から第六号 略)

(両罰規定)

#### 第122条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### ○労働安全衛生規則

(主たる用途以外の使用の制限)

#### 第164条

事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

#### 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

一 荷のつり上げの作業を行う場合であつて、次のいずれにも該当するとき。

イ 作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき。

ロ アーム、バケット等の作業装置に次のいずれにも該当するフック、シャックル等の金具その他のつり上げ用の器具を取り付けて使用するとき。

(1) 負荷させる荷重に応じた十分な強度を有するものであること。

(2) 外れ止め装置が使用されていること等により当該器具からつり上げた荷が落下するおそれのないものであること。

(3) 作業装置から外れるおそれのないものであること。

二 荷のつり上げの作業以外の作業を行う場合であつて、労働者に危険を及ぼすおそれのないとき。

(第3項 略)

(計画の作成)

#### 第638条の3

法第30条第1項第5号に規定する特定元方事業者は、同号の計画の作成については、工程表等の当該仕事の工程に関する計画並びに当該作業場所における主要な機械、設備及び作業用の仮設の建設物の配置に関する計画を作成しなければならない。